

Q37 2003年4月から知的障害者にいわゆる「支援費制度」が実施されるとのことですが、この制度は、従来の制度とどの点が異なるのでしょうか。

1 知的障害者の福祉サ - ビス利用について、2003年4月1日から「支援費」制度が実施される予定です。この制度について、国は「ノ - マライゼ - シヨンの理念のもとに障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本位のサ - ビス提供を目的とした制度」であると説明しています。具体的には、今までの措置制度（行政がサ - ビス内容を決定しサ - ビスを行政が直接措置委託により提供する）から契約制度（利用者が直接事業者と契約することを前提に、その費用の一部について行政が事業者に支払う制度）になります。

従って、今まで、措置制度の中で障害者が受けている各種の福祉サ - ビス（知的障害者居宅介護等事業 - ホ - ムヘルプサ - ビス、知的障害者デイサ - ビス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業 - グル - プホ - ム）がいずれも、利用者と事業者との契約で利用されることになります。

2 知的障害者の支援費制度については、おおよそのような制度設計になると言われています。障害者が福祉サ - ビスを希望する場合には、まず市町村役場の窓口で支援費支給申請を行います。その申請があれば、市町村役場は、支援費支給が必要かどうかを、障害の種類及び程度、その人を介護をしている人の状況等を勘案して、必要が認められれば、支援費支給決定を行い受給者証の交付を行うとともに、本人又は扶養義務者の負担能力に応じて利用者の負担額も決定します。その上で利用者は指定を受けている事業者（在宅・施設）との契約により障害者福祉サ - ビスを利用することになります。その時には、先に市町村役場が決めた自己負担額を利用者はその事業者に支払います。残りの福祉サ - ビス費用については、市町村役場が直接事業者に支払います。

このように、支援費制度は、保険システム部分を除けば、高齢者対象の介護保険制度の枠組みと良く似た制度であるといえるでしょう。

いずれにしても、2002年10月から申請が予定されていますので、知的障害者の福祉サ - ビスを利用される場合には、注意して下さい。

3 「措置」から「契約」への流れという理念は、利用者を措置の対象から契約の主体に転換させ利用者の自己決定権を尊重するという点において望ましいとも言えます。

しかしながら、現段階（2002年6月）では、支援費制度の骨格が見えてきただけで、細かい部分については、今一つ判然としません。この制度が導入された場合、利用者が制度を選択するためのサ - ビス基盤が充実していることが必要ですし、また、どのような福祉サ - ビスが必要であるかのケアマネジメントも必要になってきます。また、行政の行う支援費の決定方法（障害区分も

含む)についての公正、明確であることも求めらることになります。

いずれにしても、この制度の内容について、十分関心をもってみていく必要があります。